

【鈴ヶ森小学校 同窓会 規約】

第1条（名称）

本会は、鈴ヶ森小学校 同窓会と称する。

第2条（目的）

本会は、鈴ヶ森小学校の教育目標にもとづき会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（所在地）

本会の所在地は、品川区南大井4丁目16番2号 鈴ヶ森小学校内とする。

第4条（事業）

本会は、本規約第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 母校が主催する諸行事への支援
- ・ 母校の教育事業への支援
- ・ その他本会の目的を達成するための必要な事業

第5条（会員）

本会の会員は、鈴ヶ森小学校卒業生とする。

第6条（役員）

この会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 会計 1名
- 会計監査 1名

第7条（会長）

会長は、会を代表し運営する。

副会長は、会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

第8条（運営）

会は必要に応じて、会議を開催し、この会の重要事項について審議する。

第9条（会費）

会員は、この会の運営に当てるため小学校卒業時に1,000円を納入する。

第10条（設立年月日）

本会の設立年月日は、昭和14年4月1日とする。

附則

- ①本規約は、昭和14年4月1日から施行する。
- ②本規約は、平成22年10月1日から施行する
- ③本規約は、令和5年10月1日から施行する

会の役員は次の会員とする。（令和5年10月1日現在）

- | | | |
|--------|-------|--------|
| 会長 | 河西 豊 | 品川区南大井 |
| 副会長 | 福井 晃 | 品川区南大井 |
| 副会長兼会計 | 高橋 慎司 | 品川区東大井 |
| 会計監査 | 山本 拓也 | 品川区南大井 |